

国立民族学博物館安全衛生委員会規則

平成16年4月6日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館安全衛生管理規則第11条第2項に基づき、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする安全衛生委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行う。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関する事項
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関する事項
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関する事項
- (4) 安全衛生に関する規則の作成に関する事項
- (5) 安全衛生教育の実施計画に関する事項
- (6) 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関する事項
- (7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策に関する事項
- (8) 健康診断及びその結果に対する対策に関する事項
- (9) 快適な職場の形成に関する事項
- (10) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者のうちから館長が指名する者 1名
- (3) 産業医のうちから館長が指名する者 1名
- (4) 各研究部長及び学術資源研究開発センター長のうちから館長が指名する者 1名
- (5) 管理部長
- (6) 職員の過半数を代表する者が推薦し、館長が指名する者 4名

(任期)

第4条 前条第2号から第5号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、管理部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(記録)

第7条 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 法令及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。